

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月1日

佐賀県公安委員会委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第9号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
事務の種類	根拠規定	報告事項	事務の種類	根拠規定	報告事項
略			略		
ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する事務	<u>第4条第3項</u>	警察本部長等からの警告に関する事項の報告の受理	ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定する事務	<u>第4条第5項</u>	警察本部長等からの警告に関する事項の報告の受理
略	略		略	略	

附 則

この規則は、平成25年10月3日から施行する。